

# 学 生 便 覧

平成23年度



岡山大学マッチングプログラムコース

平成23年度 授業予定表

前 期									後 期									
曜日	日	月	火	水	木	金	土	備 考	曜日	日	月	火	水	木	金	土	備 考	
4 月						1	2	1日～7日 春季休業 8日 入学式 11日 前期授業開始 29日 昭和の日	10 月							1	3日 後期授業開始 10日 体育の日 22日 開学記念日	
	3	4	5	6	7	8	9			2	3	4	5	6	7	8		
	10	11	12	13	14	15	16			9	10	11	12	13	14	15		
	17	18	19	20	21	22	23			16	17	18	19	20	21	22		
	24	25	26	27	28	29	30			23	24	25	26	27	28	29		
5 月								3日 憲法記念日 4日 みどりの日 5日 こどもの日	11 月									*1日 金曜日の授業 2日 { 午前:補講 午後:臨時休業 3日～5日 大学祭 3日文化の日 4日臨時休業 6日撤収作業 *22日 水曜日の授業 23日 勤労感謝の日
	1	2	3	4	5	6	7			6	7	8	9	10	11	12		
	8	9	10	11	12	13	14			13	14	15	16	17	18	19		
	15	16	17	18	19	20	21			20	21	*22	23	24	25	26		
	22	23	24	25	26	27	28			27	28	29	30					
6 月				1	2	3	4	18日 海の日	12 月						1	2	3	23日 天皇誕生日 12/25～1/7 冬季休業
	5	6	7	8	9	10	11			4	5	6	7	8	9	10		
	12	13	14	15	16	17	18			11	12	13	14	15	16	17		
	19	20	21	22	23	24	25			18	19	20	21	22	23	24		
	26	27	28	29	30					25	26	27	28	29	30	31		
7 月						1	2	1日～9/30 夏季休業 *1日～*4日及び*8日は、 夏季休業日だが授業を行う。 5日～6日 オープンキャンパス *8日 金曜日の授業 9日～11日 補講日 12日～16日 夏季一斉休業	1 月	1	2	3	4	5	*6	7	1日 元日 *6日 冬季休業日だが 授業を行う。 9日 成人の日 13日 センター試験実施 に伴う臨時休講 14日・15日 大学入試センター試験	
	3	4	5	6	7	8	9			8	9	10	11	12	13	14		
	10	11	12	13	14	15	16			15	16	17	18	19	20	21		
	17	18	19	20	21	22	23			22	23	24	25	26	27	28		
	24	25	26	27	28	29	30			29	30	31						
8 月		*1	*2	*3	*4	5	6	19日 敬老の日 23日 秋分の日	2 月					1	2	3	4	11日 建国記念の日 15日～17日 補講日 2/15～3/31 臨時休講 25日 一般入試 (前期日程)
	7	*8	[9]	[10]	[11]	12	13			5	6	7	8	9	10	11		
	14	15	16	17	18	19	20			12	13	14	[15]	[16]	[17]	18		
	21	22	23	24	25	26	27			19	20	21	22	23	24	25		
	28	29	30	31						26	27	28	29					
9 月					1	2	3	授業週数 (含試験)	3 月						1	2	3	20日 春分の日 23日 卒業式
	4	5	6	7	8	9	10			4	5	6	7	8	9	10		
	11	12	13	14	15	16	17			11	12	13	14	15	16	17		
	18	19	20	21	22	23	24			18	19	20	21	22	23	24		
	25	26	27	28	29	30				25	26	27	28	29	30	31		
前期計	16	16	16	16	16			授業週数 (含試験)	後期計	16	16	16	16	16			授業週数 (含試験)	

8/8を含む。

11/1を含む。

11/22を含む。

… 休業日及び臨時休講

# は し が き

この学生便覧は、マッチングプログラムコースについて説明したものです。不明の点があれば教育部部長、クラス担任、アカデミック・アドバイザー又は理学部事務室マッチングプログラムコース担当に相談して単位修得等に万全を期してください。

また、講義の内容については、シラバスを参照してください。

## 目 次

1	岡山大学の理念・目標等	1
2	マッチングプログラムコースの理念・目標	2
3	マッチングプログラムコースの履修のしくみ（概説）	3
4	マッチングプログラムコース履修科目区分表	4
5	マッチングプログラムコース履修細目	5
6	単位修得について	9
7	平成23年度開講科目	13
8	修学支援組織	14
9	学生心得及び諸手続	15
10	岡山大学学則	18
11	岡山大学マッチングプログラムコース規則	30
	・岡山大学マッチングプログラムコース運営委員会規程	36
	・岡山大学マッチングプログラムコース成績評価の基準	38
	・岡山大学マッチングプログラムコース履修科目の上限設定等に関する内規	39
	・岡山大学マッチングプログラムコース表彰内規	40
	・岡山大学マッチングプログラムコースにおける他の大学又は短期大学の専門教育科目履修に関する内規	41
	・岡山大学マッチングプログラムコースにおける「大学コンソーシアム岡山」参加大学相互間単位互換協定に関する取扱要項	42
12	事務分掌	43
13	理学部構内の交通安全のルールについて	44
14	理学部配置図	45

# 1. 岡山大学の理念・目標等

## 1 岡山大学の理念 “高度な知の創成と的確な知の継承”

人類社会を安定的、持続的に進展させるためには、常に新たな知識基盤を構築していかねばなりません。岡山大学は、公的な知の府として、高度な知の創成（研究）と的確な知の継承（教育と社会還元）を通じて人類社会の発展に貢献します。

## 2 岡山大学の目的 “人類社会の持続的進化のための新たなパラダイム構築”

岡山大学は、「自然と人間の共生」に関わる、環境、エネルギー、食料、経済、保健、安全、教育等々の困難な諸課題に対し、既存の知的体系を発展させた新たな発想の展開により問題解決に当たるといふ、人類社会の持続的進化のための新たなパラダイム構築を大学の目的とします。

このため、我が国有数の総合大学の特色を活かし、既存の学問領域を融合した総合大学院制を基盤にして、高度な研究とその研究成果に基づく充実した教育を実施します。

## 3 岡山大学の教育理念・目標

岡山大学は、大学が要請される最重要な使命である教育活動を充実させます。

これまでの高度な研究活動の成果を基礎として、学生が主体的に“知の創成”に参画し得る能力を涵養するとともに、学生同士や教職員との密接な対話や議論を通じて、個々人が豊かな人間性を醸成できるように支援し、国内外の幅広い分野において中核的に活躍し得る高い総合的能力と人格を備えた人材の育成を目的とした教育を行います。

### 教育理念

- ・ 自然と人間の共生を希求する。
- ・ 多様な文化・価値観を尊重する。
- ・ 地域と世界の発展に寄与する。

### 教育目標

- |                    |                    |
|--------------------|--------------------|
| ・ 探求・創造する知性の育成     | —自ら問いかけ学ぶ教育—       |
| ・ 豊かな教養と高度専門性の追求   | —知の体系に根ざし専門を伸ばす教育— |
| ・ 異文化理解に基づいた国際性の獲得 | —様々な文化・民族に親和する教育—  |
| ・ 社会的責任を担いうる個の確立   | —自己と他者を認め合う教育—     |

### 【 参 考 】

#### 岡山大学管理学則

##### (大学の目的)

第10条 広く知識を授け深く専門の学芸を教授研究して、知的、道徳的及び応用的能力を展開させ、日本国家及び社会の有為な形成者を育成するとともに、学術の深奥を究めて、その成果を広く社会に提供することにより、世界文化の進展に寄与することを目的とする。

##### (大学院の目的)

第53条 岡山大学大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする。

2 大学院のうち、学術の理論及び応用を教授研究し、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的としたものは、専門職大学院とする。

## 2. マッチングプログラムコースの理念・目標

新たな創造的「知」の構築と自立を目指して、世界への発信と地域社会との協働を進め、グローバルリテラシーを有して地域社会で活動する市民リーダーとしてのゼネラリストの育成が求められています。そのために岡山大学では「高校－大学－社会」の相互のつながり、連携と協働と交流を重視した「マッチング活動」を基盤として、生徒・学生の立場に立った魅力的な教育プログラムを開発し、広く社会にアピールできる教育内容を提供するものです。

この教育理念のもとに、全学の教育制度として平成18年度から理学部を責任部局とする全学協力体制のもとで、マッチングプログラム（MP）コースを開設しました。MPコースでの教育を通して

1. 自主的に課題を立案し、旺盛な探求心をもつ
2. 基礎的な教養習得に励み、多方面に開かれた視野をもつ
3. 国際交流に必要な表現能力(英語)の習得と世界に向けて活躍する意欲をもつ  
人材を育成します。

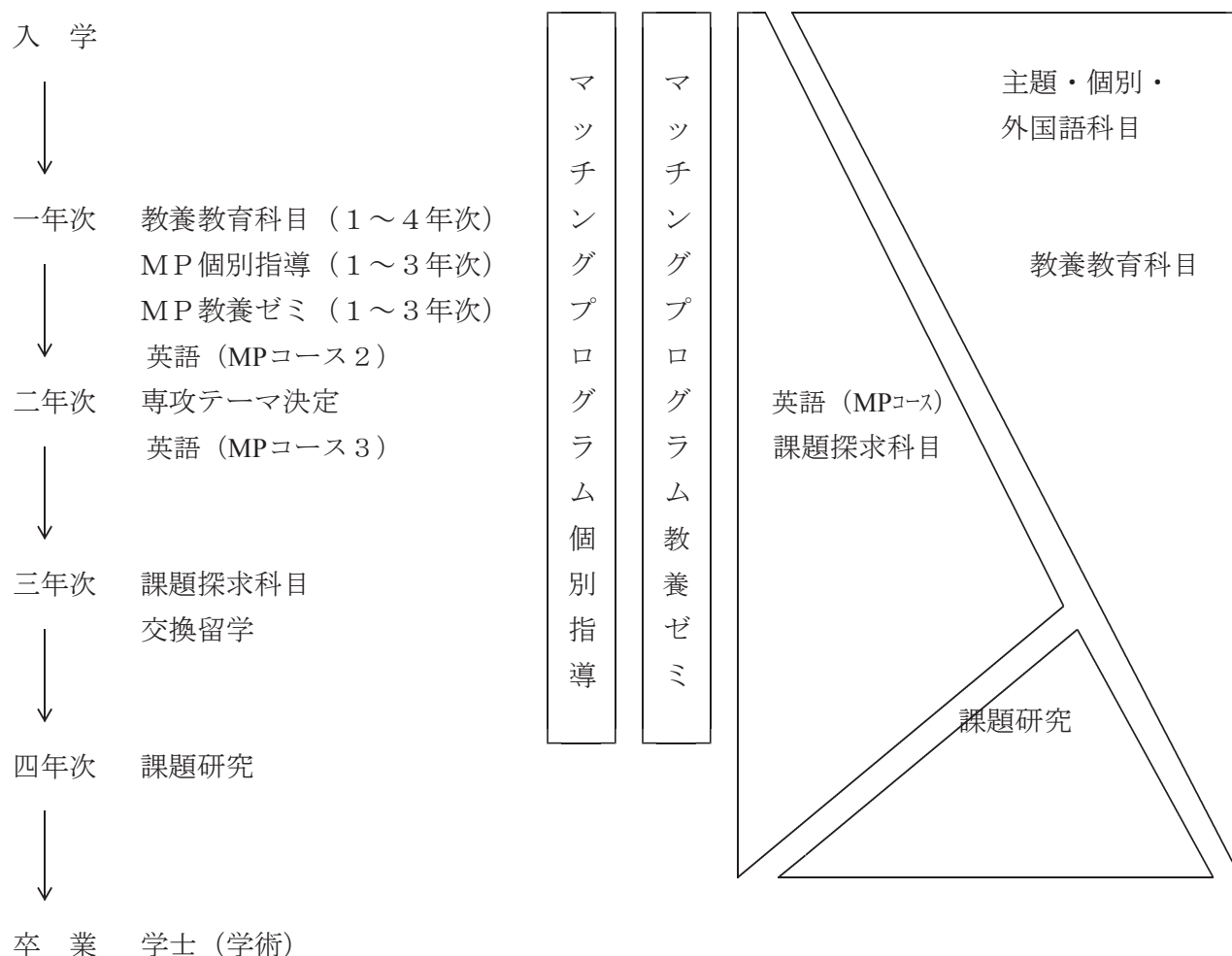
このような教育の目標を実現するために、MPコースでは次のような特徴的な教育システムを活用します。

- 1) 既成のカリキュラムの枠組みを超えて、学生自身が主体的に履修プログラムをすることにより、各自の学習目的を達成し、自らの将来を切り開いてゆく、学部・学科横断型のオンリー・ワン型プログラム
- 2) 各自が立案した研究課題に適した卒業研究を、その課題を追求するのに最適の教員の指導のもとで行うことができるシステム
- 3) 入学から卒業まで、学生の自主自立性を尊重しながらも担任教員とアカデミック・アドバイザーによる適切な指導・助言体制のもとで大学が責任を持って育成するシステム

### 3. マッチングプログラムコース履修のしくみ

このプログラムは、理学部を責任学部として運営されますが、本学の持つ全ての教育資源を最大限に活用する新しい教育課程です。その教育は、個別指導と少人数制を基本としています。

履修の制限が付くこともありますが、全ての学部は、その開講科目をMPコースの学生が履修することを原則的に認めることになっています。



#### 4. マッチングプログラムコース履修科目区分表

区分	授業科目区分	卒業要件単位数	授業科目	履修年次										
				1年次		2年次		3年次		4年次				
				前	後	前	後	前	後	前	後			
教養教育科目	ガイダンス科目	2	自然科学入門(MPコース)	②										
	主題科目	現代の課題 人間と社会 健やかに生きる 自然と技術	2以上 2以上 2以上 2以上		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	個別科目	人文・社会科学	4 (スポーツ類2単位以上)	人文・社会科学系科目	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		自然科学		自然科学系科目	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		生命・保健科学		健康・スポーツ科学	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		情報科学		スポーツ実習(A,B,C,D,E,F) 情報処理入門 (情報機器の操作を含む)	○	○								
	外国語科目	英語	2 2	英語 (MPコース)	②									
				英語 (ネイティブ)		②								
			4	英語 (オラコン) 英語 (作文・文法) 英語 (読解・人文) 英語 (読解・社会) 英語 (読解・自然)			○	○						
		英語上級	4	上級英語	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
			16以上 (指定する英語12単位を含む)	英語特別演習1 英語特別演習2					○	○	○	○	○	○
		ドイツ語		ドイツ語初級	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
				ドイツ語中級			○	○	○	○	○	○	○	○
		フランス語	4以上	フランス語初級	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
				フランス語中級			○	○	○	○	○	○	○	○
		中国語		中国語初級	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
				中国語中級			○	○	○	○	○	○	○	○
		韓国語		韓国語初級	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
				韓国語中級			○	○	○	○	○	○	○	○
				ロシア語初・中級 スペイン語初・中級 イタリア語初・中級										
合計		30～44												
専門教育科目	専門基礎科目	MP教育科目 (必修科目)	6	MP個別指導1 MP個別指導2 MP個別指導3	②		①	①			①	①		
			4	英語 (MPコース2) 英語 (MPコース3)	②		②							
			10 (自然科学は4単位, 其他は各2単位履修)	MP教養ゼミ(日本語) MP教養ゼミ(倫理・哲学) MP教養ゼミ(異文化) MP教養ゼミ(自然科学)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	MP教育科目 (選択科目)	0～2	0～2	キャリア育成セミナー		○		○						
	専門科目	総合選択履修科目	4	情報処理関連科目 (設置学部が開講する専門教育科目の情報関連科目)					4					
			0～18	4～22	テーマ関連科目 (各学部が開講する専門教育科目)				0～18					
		課題科目	46	56	課題探求科目 (各学部が開講する専門教育科目)				46					
		10		課題研究								⑩		
合計		84～98												
総合計		128												

※ ○の位置は履修可能時期( semester )を、中の数字は単位数を示します。 例. ②=2単位

## 5. マッチングプログラムコース履修細目

※ この細目中で「単位以内」とあるのは、卒業要件単位数に含めることのできる単位数の上限を示す。  
(この単位数以上の単位を取得しても、卒業要件単位とはならないので注意すること。)

- 1 教養教育科目は、卒業要件として1)から5)に従い、30単位以上44単位以下を修得する。
  - 1) ガイダンス科目2単位は必修とする。
  - 2) 主題科目 …… 8単位以上を修得する。ただし、4つの主題グループのそれぞれから1授業科目は、修得しなければならない。
  - 3) 個別科目 (生命・保健科学)  
…… 4単位以内を修得する。このうちスポーツ実習A, B, C, D, E, Fのいずれかから2単位以上を修得しなければならない。
  - 4) 外国語科目は、指定された英語12単位以内と初修外国語又は上級英語4単位を含む16単位以上を修得することとし、3年次前期と後期に上級英語を履修すること。
  - 5) 外部検定試験等の結果により単位を認定する。  
(別表1「外部検定試験等による単位認定について」参照)
- 2 専門教育科目は、卒業要件として1)～3)に従い、84単位以上98単位以下を修得する。
  - 1) 専門基礎科目は、20単位以上を修得する。
  - 2) 専門科目の総合選択履修科目は、4単位以上22単位以下(情報処理関連科目4単位を含む。)を修得する。
  - 3) 専門科目の課題科目は、56単位(課題研究10単位を含む。)を修得する。
- 3 MP教育科目  
必修科目については、指定されたクラスで履修する。
- 4 総合選択履修科目
  - 1) 情報処理関連科目は、設置学部が開講する専門教育科目の情報関連科目4単位以内を修得する。
  - 2) テーマ関連科目は、各学部の専門教育科目から18単位以内を修得する。
- 5 課題科目  
課題探求科目は、各学部の専門教育科目から46単位以内を修得する。
- 6 履修科目の登録単位数の上限設定
  - 1) 履修科目として登録できる単位数の上限は、1年間42単位とする。
  - 2) MPコース教育部長が教育上特別の必要があると認めた場合は、42単位を超えて履修科目を登録できる。
- 7 課題研究の履修条件  
3年次後期終了時でMPコースの卒業要件単位128単位のうち、修得単位が100単位以上の者。
- 8 副専攻コースの履修について  
副専攻コースは、MPコースで学習した知識を、さらに広い視野で有効に活かすことのできる能力を養ってもらうために別の教育課程として設けたもので、全23コースがある。  
MPコースの学生は、英語コース、ドイツ語コース及びフランス語コースに限り履修できる。  
履修対象者は、単位修得状況が良好、成績優秀で副専攻コースの履修が可能と認められた者である。  
また、副専攻コースとしての履修により修得した単位は、副専攻修了の有無にかかわらず卒業要件単位にはならない。従って、履修科目の上限設定(1年間に履修可能な42単位)の対象外となる。



別表第1の1 (平成20年度以降入学者適用)

科目	認定の対象とする外部検定試験等	合格基準	認定する授業科目・単位数
英語	【英語関係Ⅰ】 Test of English for International Communication (TOEIC, IPを含む)	470～585点 (OT3)	別表第1附表-1の③から⑥の中より選択 2単位
		590～725点 (OT2)	別表第1附表-1の③から⑥の中より選択 4単位
	-----	-----	-----
	実用英語技能検定 (英検)	準1級	} 別表第1附表-2の①から⑥の中より 選択 4単位
	国際連合公用語・英語検定試験 (国連英検)	B級	
	Test of English as a Foreign Language (TOEFL・PBT, ITPを含む)	500点以上	
Test of English as a Foreign Language (TOEFL・CBT)	173点以上		
Test of English as a Foreign Language (TOEFL・iBT)	61点以上		
英語	【英語関係Ⅱ】 Test of English for International Communication (TOEIC, IPを含む)	730点以上 (OT1)	英語(ネイティブ) 2単位 及び 別表第1附表-1の③から⑥の中より選択 4単位
		-----	-----
	実用英語技能検定 (英検)	1級	} 別表第1附表-2の①から⑥の中より 選択 8単位
	国際連合公用語・英語検定試験 (国連英検)	A級	
	Test of English as a Foreign Language (TOEFL・PBT, ITPを含む)	550点以上	
	Test of English as a Foreign Language (TOEFL・CBT)	213点以上	
Test of English as a Foreign Language (TOEFL・iBT)	79点以上		
ドイツ語	ドイツ語技能検定試験 (独検)	5級	ドイツ語初級Ⅰ(文法)又は ドイツ語初級Ⅰ(読本) 2単位
		4級	ドイツ語初級Ⅰ(文法) ドイツ語初級Ⅰ(読本) ドイツ語初級Ⅱ(文法) ドイツ語初級Ⅱ(読本) ドイツ語初級Ⅰ(総合) } 4単位
		3級以上	ドイツ語初級Ⅰ(文法) ドイツ語初級Ⅰ(読本) ドイツ語初級Ⅱ(文法) ドイツ語初級Ⅱ(読本) ドイツ語初級Ⅰ(総合) ドイツ語初級Ⅱ(総合) ドイツ語中級 } 8単位
フランス語	実用フランス語技能検定試験 (仏検)	5級	フランス語初級Ⅰ(文法)又は フランス語初級Ⅰ(読本) 2単位
		4級	フランス語初級Ⅰ(文法) フランス語初級Ⅰ(読本) フランス語初級Ⅱ(文法) フランス語初級Ⅱ(読本) フランス語初級Ⅰ(総合) } 4単位
		3級以上	フランス語初級Ⅰ(文法) フランス語初級Ⅰ(読本) フランス語初級Ⅱ(文法) フランス語初級Ⅱ(読本) フランス語初級Ⅰ(総合) フランス語初級Ⅱ(総合) フランス語中級 } 8単位

別表第1の2（平成20年度以降入学者適用）

科 目	認定の対象とする 外部検定試験等	合 格 基 準	認定する授業科目・単位数
中 国 語	漢語水平考試（HSK） （筆記試験のみ）	1 級	中国語初級Ⅰ（文法） 又は 中国語初級Ⅰ（読本） 2 単位
		2 級	中国語初級Ⅰ（文法） 中国語初級Ⅰ（読本） 中国語初級Ⅱ（文法） 中国語初級Ⅱ（読本） } 4 単位
		3 級以上	中国語初級Ⅰ（文法） 中国語初級Ⅰ（読本） 中国語初級Ⅱ（文法） 中国語初級Ⅱ（読本） 中国語中級 } 8 単位
韓 国 語	韓国語能力試験	1 級	韓国語初級Ⅰ（文法） 韓国語初級Ⅰ（読本） 韓国語初級Ⅱ（文法） 韓国語初級Ⅱ（読本） 韓国語初級Ⅰ（総合） } 4 単位
		2 級以上	韓国語初級Ⅰ（文法） 韓国語初級Ⅰ（読本） 韓国語初級Ⅱ（文法） 韓国語初級Ⅱ（読本） 韓国語初級Ⅰ（総合） 韓国語初級Ⅱ（総合） 韓国語中級 } 8 単位
スペイン語	スペイン語技能検定	6 級	スペイン語初級Ⅰ（文法） 又は スペイン語初級Ⅰ（読本） 2 単位
		5 級	スペイン語初級Ⅰ（文法） スペイン語初級Ⅰ（読本） スペイン語初級Ⅱ（文法） スペイン語初級Ⅱ（読本） } 4 単位
		4 級以上	スペイン語初級Ⅰ（文法） スペイン語初級Ⅰ（読本） スペイン語初級Ⅱ（文法） スペイン語初級Ⅱ（読本） スペイン語中級 } 8 単位
イタリア語	実用イタリア語検定	5 級	イタリア語初級Ⅰ（文法） 又は イタリア語初級Ⅰ（読本） 2 単位
		4 級	イタリア語初級Ⅰ（文法） イタリア語初級Ⅰ（読本） イタリア語初級Ⅱ（文法） イタリア語初級Ⅱ（読本） } 4 単位
		3 級以上	イタリア語初級Ⅰ（文法） イタリア語初級Ⅰ（読本） イタリア語初級Ⅱ（文法） イタリア語初級Ⅱ（読本） イタリア語中級 } 8 単位

- 備考 1 成績の取り扱いは「認定」とする。  
 2 外部検定試験等による単位認定は、一外国語につき8単位を限度とする。  
 3 英語に関しては、【英語関係Ⅰ】と【英語関係Ⅱ】は重複して単位認定の対象とする。  
 4 外部検定試験等による単位認定は、同一科目名の繰り返し履修が可能な授業科目を除いて、一つの授業科目について1回限りとする。

別表第1附表-1（平成20年度以降入学者適用）

項番	授業科目名	備考
①	MPコース以外学部対象 記載省略	MPコース以外学部対象 記載省略
②	英語（ネイティブ）	MPコース以外学部対象 記載省略
③	英語（オラコン）	OT1  OT2  OT3
④	英語（作文・文法）	
⑤	英語（読解）	
⑥	英語（検定）	

別表第1附表-2（平成20年度以降入学者適用）

項番	授業科目名
①	英語（MPコース）
②	英語（ネイティブ）
③	英語（オラコン）
④	英語（作文・文法）
⑤	英語（読解）
⑥	英語（検定）

## 6. 単位修得について

### 履修登録について

岡山大学学則、マッチングプログラムコース規則等の単位取得に関する規定に従って、各自がアカデミック・アドバイザー（以下、「A・A」という。）と相談のうえ、履修計画を立て、各年度ごとの授業時間割表・シラバス等により、履修を希望するすべての授業科目を各学期の始めに履修登録します。（他学部開講科目の履修については、授業担当教員の許可を受けること。）履修登録は指定された期間中に学生が大学内のパソコンを操作してコンピュータ登録します。（履修登録のない科目の単位修得は認められません。）

また、履修登録の手続期間以外は、原則として履修科目の変更（追加登録・取り消し）は認められません。集中講義の履修登録については掲示等によりその都度指示します。

なお、他学部で履修する専門教育科目は、マッチングプログラムコースにおける専門科目のどの区分（情報処理関連科目、テーマ関連科目、課題探求科目）になるのかを各自の履修計画に基づき決定しますので、よくA・Aと相談してください。

### 試験（専門教育科目）

- 1 試験の時期・・・ 各授業担当教員の指示によって行われます。
- 2 受験の延期・・・ 病気その他やむを得ない理由で受験できなかった者は、各授業担当教員の判定により追試験を受けられることがあります。
- 3 受験の心得・・・ 受験にあたっては、別に示される受験心得や各授業担当教員の指示に従って受験すること。

※ 教養教育科目については「履修の手引」を参照のこと。

### 単位の修得

授業は、講義、演習、実験、実習のいずれかの方法、またはこれらの二以上の併用により行われます。授業科目の1単位当たりの学修は、45時間の学修を必要とする内容をもって構成されることを標準とし、授業内容の方法による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、専門教育科目（1単位）につき、次の基準により単位数が定められています。

授業の種類、方法	授業による学修時間	授業時間外の学修時間
講義	15時間	30時間
演習	15時間又は30時間	30時間又は15時間
実験、実習	30時間又は45時間	15時間又は0時間
課題研究	必要な学修等を考慮して、単位数を定める。	

単位の修得は、授業の2/3以上出席したものにつき、試験、報告書及び平素の成績を考慮して各授業担当教員が判定します。

### 成績の評価

授業科目によっては、「修了」または「認定」を用いて合格の標語とすることがあります。

評語	G P	評価基準（評点）
A+	4	90点～100点（合格）
A	3	80点～89点（合格）
B	2	70点～79点（合格）
C	1	60点～69点（合格）
F	0	0点～59点（不合格として単位を与えません。）
W	対象外	履修登録後において、本学が別に定める履修取消期間内に、履修取消手続きを行った授業科目のため評点はない。

※ 上記G Pから、次の計算式でG P A（グレード・ポイント・アベレージ）が算出されます。これは、学習達成度の目安として使用されることがあります。これは、在学期間を通して集計されますので、「F」を取りますと、大きく下がります。注意してください。

$$G P A = \frac{\text{履修登録した授業科目の単位数} \times \text{当該授業科目のG P の総和}}{\text{履修登録した授業科目の単位数の総和}}$$

（小数第3位を四捨五入）

### 成績の通知

履修登録科目の成績は、前期末及び後期末に通知（各自がコンピュータで確認）します。後期末の成績通知については、4年次生は3月上旬頃に、1～3年次生については、3月中旬頃に通知します。

なお、特段の理由のない限り、保護者にも成績が通知されます。

### 他大学等の授業科目の履修について

他大学等の授業科目の履修がMPコースで認められた場合は、履修して修得した単位が本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができます。

他大学の履修科目（例えば、臨海実習など）の履修を希望する者は、所定の手続により履修を申し出ること。

### その他

学生に関係あることは、理学部事務室教務学生担当又はMPコースの掲示板で連絡するので見落とさないよう注意すること。

## 試験における不正行為の取扱い

〔 平成16年5月19日  
教育研究評議会決定 〕  
改正 平成23年 2月16日

- 1 この取扱いは、岡山大学学生に係る懲戒等に関する申合せ第20項の規定に基づき、岡山大学が実施する試験において不正行為を行った学生の取扱いについて定めるものである。
- 2 退学又は停学は、次に掲げる不正行為を行った場合とする。  
退学  
一 代理（替玉）受験をしたり、させた場合  
二 その他特に悪質な不正行為をした場合  
停学  
一 許可されていないノート及び参考書等を参照した場合  
二 答案を交換した場合  
三 その他不正行為を行った場合
- 3 不正行為を行った者には、直ちに解答を止めさせ、試験終了まで当該試験室で待機させる。  
ただし、試験実施上、他の受験者に迷惑を及ぼすと判断される場合は、退室を命じ、試験終了まで、所属学部等の教務担当事務で待機させる。
- 4 不正行為が判明した場合、当該学生の所属する学部長（研究科長）は、当該学生に対し直ちに謹慎を命ずる。
- 5 当該学生が所属する学部（研究科）は、不正行為者の動機、手段等について詳細に調査し、処分の程度を慎重に審議する。
- 6 不正行為が判明した場合は、当該行為が行われた時点において既に単位が認定されている授業科目を除いて、当該学生が当該学期に履修登録している全ての授業科目（通年で開講する授業科目を含む。）の単位は認定しない。
- 7 共謀の不正行為にあつては、依頼者及び被依頼者とも原則として同一の処分とする。
- 8 停学期間は、3月を超えるものとし、始期は不正行為のあった日の翌日とする。
- 9 第3項の取扱いは、不正行為を行おうとした場合又は試験室において監督者の注意若しくは指示に従わない場合に準用する。
- 10 前項の場合における当該学生の当該授業科目の単位は認定しない。
- 11 この取扱いは、平成23年4月1日から適用する。

## 《 受 験 心 得 》

受験にあたっては、次の各事項に留意してください。

- ① 受験する学生は特別の指示がない限り、試験開始時刻の5分前までに所定の教室に入室を完了すること。
- ② 監督者が指定した座席において受験すること。
- ③ 受験中は必ず学生証を机上に置くこと。  
ただし、学生証を紛失又は忘れた場合は、監督者に申し出て、その指示に従うこと。
- ④ 受験中、机上に置くことができるのは、学生証、筆記用具及びその他特に許可されたものに限る。それ以外の携行品はカバン等に入れて、座席の下に置くこと。また、机の棚板（物入れ）には何も置かないこと。
- ⑤ 携帯電話や音の出る機器は、必ず電源を切っておくこと。
- ⑥ 解答用紙には、所属学部名、入学年、番号及び氏名等の必要事項を必ず万年筆又はボールペンで記入すること。
- ⑦ 試験開始後20分を経過するまでは退室できない。
- ⑧ 試験開始後20分を経過した場合は入室できない。
- ⑨ 答案用紙は、特に指定がない場合、教卓上に提出するか、又は監督者に直接手渡すこと。自己の机上に置いて退出すると当該授業科目の単位は認定しない。
- ⑩ 受験にあたっては、厳正な態度で臨み、誤解を招くような態度や不正行為は厳に慎むこと。

なお、監督者の指示に従わない者、及び不正行為があると認められた者に対しては、学則第58条（大学院学則第49条）により厳重な懲戒処分を行う。

また、不正行為を行った場合は、当該行為が行われた時点において既に単位が認定されている授業科目を除いて、当該学期に履修登録している全ての授業科目（通年で開講する授業科目を含む。）の単位は認定しない。

## 7. 平成23年度開講科目

### [教養教育科目]

学 年	講義番号	授 業 科 目	期別・単位			履修区分	備 考
			前期	後期	通年		
1	910079	自然科学入門 (MP コース)	2			必修	本年度開講
	913067	英語 (MP コース)	2			必修	
	913147 ～913155	英語 (ネイティブ)		2		2単位 必修	
主題科目 (現代の課題, 人間と社会, 健やかに生きる及び自然と技術), 個別科目, 外国語科目 (初修外国語) については, 選択になっています。 ※ 講義番号は, 必ず教養教育科目のシラバスで確認すること。							

### [専門基礎科目及び専門科目]

学 年	講義番号	授 業 科 目	期別・単位			履修区分	備 考
			前期	後期	通年		
1	120101	MP 個別指導 1			2	必修	本年度開講
	120203	英語 (MP コース 2)			2	必修	本年度開講
2	120102	MP 個別指導 2	1			必修	24年度開講
	120103	MP 個別指導 2		1		必修	24年度開講
	120204	英語 (MP コース 3)			2	必修	24年度開講
3	120104	MP 個別指導 3	1			必修	25年度開講
	120105	MP 個別指導 3		1		必修	25年度開講
1～3		MP 教養ゼミ (日本語)		2		必修	本年度開講
		MP 教養ゼミ (倫理・哲学)	2			必修	25年度開講
		MP 教養ゼミ (異文化)	2			必修	24年度開講
		MP 教養ゼミ (自然科学)	2	2		必修	本年度, 24年度開講
							1～3年次前期まで, 半期に1科目ずつ開講する。講義番号は, 開講科目が決まってからシラバスで確認すること。
1～2	120401	キャリア育成セミナー		2		選択	
4	120701	課題研究			10	必修	

授業科目の詳細は, 必ずシラバスで確認すること。

これ以外の専門教育科目については, アカデミック・アドバイザーと相談しながら, 他学部開講の専門教育科目を履修すること。



## 8. 修学支援組織

- 1 岡山大学マッチングプログラムコース（以下「MPコース」という。）は、MPコース規則及びMPコース運営委員会規程に基づいて運営されます。

MPコース運営委員会委員長は岡山大学理事（副学長 教育・学生担当）がその任に当たり、またMPコースの円滑な教育をするための方針については、責任学部の学部長を委員長とするMPコース教育委員会が、実際の教育・指導についてはMPコース教育部が担当します。

MPコース運営委員会委員長	…………	理事・副学長（教育・研究担当）	阿部 宏 史
MPコース教育委員会委員長	…………	MPコース責任学部 理学部長	高橋 純 夫
MPコース教育部部長	…………	MPコース教育部 教授	上田 均

- 2 MPコースクラス担任

MPコース教育部の教員の中から任命し、MPコース学生の全修学期間に渡り、当該年度入学生の修学指導等全般を責任を持って担当します。

クラス担任	講師	松島 康
-------	----	------

- 3 アカデミック・アドバイザー（A・A）

MPコース教育部の教員の中から任命し、MPコース学生の全修学期間に渡り、学習計画の作成について助言・指導を行い、その実施についても責任を持って担当します。

- 4 協力教員

MPコース学生の選抜，講義，卒業研究等の修学指導を担当します。

## 9. 学生心得及び諸手続

### 1. 学生心得

#### 1) 学則等諸規則

本学の学生として学則等諸規則に従い、学生としての本分に反する行為のないようにしてください。

#### 2) 学生証

学生証は、身分を証明するものですから、常に携帯してください。なお、学生証を汚損、紛失した場合は、速やかに学務部学務企画課教務第一係（一般教育棟A棟2階）に願い出て所定の手続を行い、再交付を受けてください。（諸手続参照）

#### 3) 身上異動

改氏名、その他一身上に異動があった場合（たとえば父母の死亡、家計支持者の住所の変更等）は、速やかにマッチングプログラムコース（以下「MPコース」という。）責任学部である理学部事務室教務学生担当（以下「教務学生担当」という。）又はMPコース担当へ申し出てください。

#### 4) 掲示

MPコース学生の皆さんに対する教務学生関係の伝達は、緊急の場合を除き、すべて教務学生担当及びMPコースの掲示板で行います。したがって、いったん掲示した事項については皆さんに周知したものととして処理します。掲示板は毎日授業の前後必ず見るように心掛けてください。

掲示に注意しなかったことにより、修学に支障をきたすことが生じ、皆さん自身に著しく不利になることがあります。例えば、奨学金、授業料免除等大学生活に直接影響する事項は勿論、単位修得、卒業、就職等すべてに影響します。掲示を見なかったことを理由に責任を免れることはできません。

友人が、けがや病気、課外活動、就職試験等のために見ることができない場合は代って見てあげるようにしてください。

#### 5) 学生教育研究災害傷害保険

この保険制度は、皆さんが通学途中、大学における正課中や各種の学校行事中、あるいは課外活動中に不慮の事故により身体に傷害を被ったとき、その傷害の程度に応じて保険金が支払われる全国的な規模の保険制度です。また、この保険の加入者はインターンシップ・介護等体験活動・ボランティア活動賠償責任保険にも加入することができ、これらの活動を行う際に他人にケガをさせたり、他人の財物を損壊したことにより被る法律上の損害賠償に対処することができます。

特に、理系の学部では実験実習を伴う教育を行っていることもあり、比較的安い保険料で加入できるこの保険に加入することを勧めます。

加入手続等詳細については、「キャンパスブック（岡山大学学生生活ガイド）」を参照し、学務部学生支援課に申し出てください。パンフレット及び申込書類があります。

#### 6) 大学内の交通安全

このことに関しては、MPコース教室がある理学部の「13. 理学部構内の交通安全のルールについて」に従うこととなりますので、各自留意してください。

## 2. 諸手続等の案内

学生生活の間に、必要とされる幾つかの手続について、次のとおり内容を紹介しておきますので、一身上に異動等が発生した場合にはなるべく早めにこれにしたがって手続をとってください。

種 別	摘 要	受付窓口
学生証の発行及び再発行	破損、紛失した場合は速やかに届出て、再発行の手続きをすること。	学務企画課
公欠・休講等	気象警報・忌引き・感染症罹患などの場合の授業等の取扱い（公欠、休講）については、岡山大学公式ホームページにてご確認ください。 <a href="http://www.okayama-u.ac.jp/index.html">http://www.okayama-u.ac.jp/index.html</a> ⇒在学生・保護者の方 ⇒大学におけるルール	
休学願	2か月以上修学できないとき、所定の用紙に教育部長、担任及びA・A教員の承認印をもらい願ひ出ること。病気の場合は医師の診断書を添付すること。 なお、授業料の納入義務の発生の関係で、前期の始めから休学する場合は3月、後期の始めから休学する場合は9月までに手続をとること。	
復学願	休学を許可された後、休学期間終了前に復学する場合は、所定の用紙に教育部長、担任及びA・A教員の承認印をもらい願ひ出ること。 病気回復の場合は医師の診断書を添付すること。	
退学願	所定の用紙に教育部長、担任及びA・A教員の承認印をもらい願ひ出ること。	理学部事務室
住所等変更届	住所・氏名等に変更がある場合は、理学部事務室に届出ること。	
諸証明書の発行	【証明書・学割発行機で、学生各自で発行可能なもの】 在学証明書 成績証明書 卒業見込証明書 健康診断証明書 学校学生生徒旅客運賃割引証（学割）  【理学部事務室教務学生担当窓口で申請が必要なもの】 学力に関する証明書等その他の証明書	
駐車許可証	毎年4月に事務室教務学生担当へ申請する。 （通学距離等の制約があり、詳細は3月下旬頃別途掲示、原則として年度途中の募集は行いません。）	
通学定期乗車券発行控	JR各社及び岡山県内の私鉄利用の場合、「通学証明書」に代わる「通学定期乗車券発行控」の交付を受け、交通機関の乗車券販売窓口へ学生証と同時に提示し、購入して下さい。複数の交通機関を利用する場合は、会社毎に「通学定期乗車券発行控」が必要です。	学生支援課
授業料免除金	詳細は、岡山大学公式ホームページにてご確認ください。 <a href="http://www.okayama-u.ac.jp/index.html">http://www.okayama-u.ac.jp/index.html</a> ⇒在学生・保護者の方 ⇒授業料・学生支援・保険	学生支援課
授業料の納入	入学初年度のみ前期分については振込となります。 後期以降は、預金口座振替（届出口座からの指定日自動引落）による納入となります。	自然系会計課

(受付窓口)

理学部事務室 : 理学部1号館1階  
学務企画課 : 一般教育棟A棟2階学務部  
学生支援課 : 一般教育棟A棟2階学務部  
自然系会計課 : 工学部1号館1階

## 身上異動（休学や退学）の手続きについて

一身上の都合や進路の悩み等で休学・退学を考えられている場合は、早めに、担任（指導）教員又は理学部事務室マッチングプログラムコース担当に相談してください。

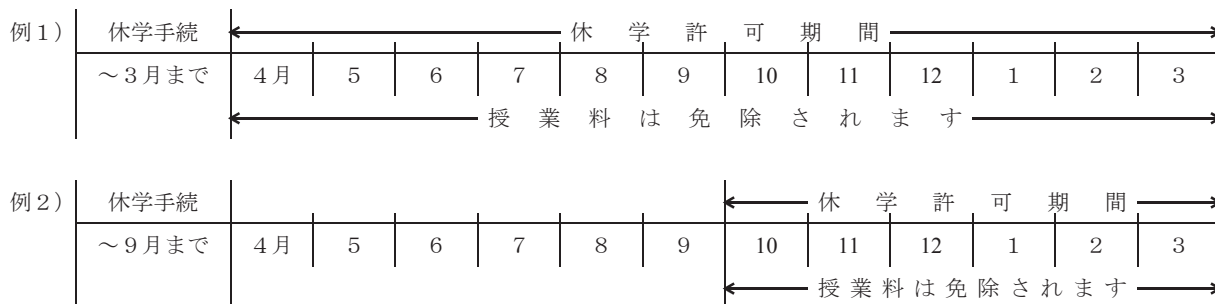
### 1 願出の時期について

休学・退学は学則第33条～第36条（大学院学則第30条～第34条）により、願出が許可されなければ認められません。このため、原則として休学・退学をしようとする1カ月前までに、「休学（退学）願」を理学部事務室マッチングプログラムコース担当へ提出することが必要です。

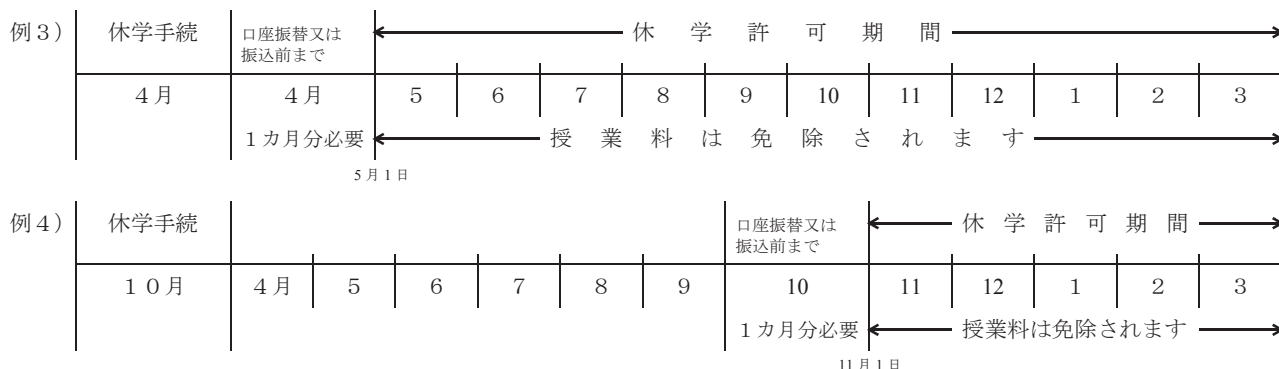
### 2 休学・退学許可月による授業料について

#### (1) 休学の場合

ア 休学が学期の始め（4月1日又は10月1日）から認められている場合は、休学開始の月から復学する月の前月分までの授業料は免除されます。【下図例1及び例2参照】



イ 前期では5月1日、後期では11月1日から、その学期中休学する場合は、授業料1カ月分が必要で、残り5カ月分の授業料は免除されます。【下図例3及び例4参照】  
なお、預金口座からの振替又は授業料請求書による振込の関係においては、次の①～③のとおり注意が必要です。



- ① 授業料の預金口座振替日にご注意ください。  
休学をお考えの方は、保護者（学資負担者）とよくご相談の上、預金口座への入金を保留していただくか、もしも入金されている場合は預金の引出又は引落停止の手続きをしていただきますようお願いいたします。  
（授業料請求書による振込の場合には、振込を保留していただきますようお願いいたします。）
- ② 休学手続時において、既に当該学期の授業料を、預金口座からの振替（授業料請求書による振込）によりお支払いいただいた場合は返還できませんのでご注意ください。
- ③ 5月以降又は11月以降に当該学期の休学手続をされる場合は、その学期の授業料は全額必要となります。

#### (2) 退学の場合

退学されようとする日の属する学期の授業料について、全額（前期中の退学であれば前期分を、後期中の退学であれば後期分（前期分が未納であれば前期分を含む））をお支払いいただきます。  
授業料未納のまま退学はできません。この場合、学則第38条第5号（大学院学則第34条）により除籍となります。

【注意】 授業料免除を申請されている場合や上図以外の期間に休学する場合等、状況により扱いが異なることがありますので、理学部事務室マッチングプログラムコース担当にお問い合わせください。

### 3 その他の手続きについて

休学又は退学をされる時には、奨学金の貸与を受けている場合の異動手続、学生教育研究災害傷害保険（学研災）の返金手続などが必要な場合がありますので、学務部学生支援課にお問い合わせください。

## 10. 岡山大学学則

〔平成16年4月1日〕  
〔岡大学則第2号〕

改正 平成16年 7月29日学則第4号  
平成17年 3月24日学則第1号  
平成17年12月 1日学則第2号  
平成18年 1月26日学則第2号  
平成19年11月29日学則第5号  
平成20年 1月31日学則第2号  
平成21年 1月28日学則第2号  
平成21年 3月27日学則第5号  
平成22年 1月28日学則第2号  
平成22年 9月30日学則第6号

### 第1章 学年、学期及び休業日

#### (学年)

第1条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

#### (学期)

第2条 学年を分けて、次の2期とする。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

#### (休業日)

第3条 学年中定期休業日は、次のとおりとする。

一 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

二 春季休業 4月1日から4月7日まで

夏季休業 8月1日から9月30日まで

冬季休業 12月25日から翌年1月7日まで

2 臨時休業日は、その都度学長が定める。

3 前2項の規定にかかわらず、必要がある場合には、休業日において授業を行うことがある。

### 第2章 修業年限、教育課程、履修方法等

#### (修業年限)

第4条 各学部の修業年限は、4年とする。ただし、医学部医学科、歯学部及び薬学部薬学科にあつては、6年とする。

#### (最長在学年限)

第5条 各学部学生の在学期間は、修業年限の2倍を超えることができない。

2 第25条及び第26条の規定により入学した学生の在学期間は、入学後の在学すべき年数の2倍の年数を超えることができない。

#### (教育課程の編成方針)

第6条 教育課程は、岡山大学（以下「本学」という。）及び学部の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設し、体系的に編成するものとする。

2 本学及び学部の教育上の目的に関し、必要な事項は、別に定める。

(教育課程の編成方法等)

第7条 授業科目の区分は、ガイダンス科目、主題科目、個別科目及び外国語科目（以下「教養教育科目」という。）並びに専門基礎科目及び専門科目（以下「専門教育科目」という。）とする。

2 各学部は、個々の授業科目を必修科目、選択科目及び自由科目に分け、これを各年次に配当して教育課程を編成するものとする。

3 本学は、各学部が編成する教育課程のほか、学生が所属する学部及び学科又は課程の専攻に係る分野において学習した知識をさらに広い視野のもとで有効に活かせることのできる能力を養うための教育課程（以下「副専攻コース」という。）を開設することができるものとする。

4 副専攻コースに関し、必要な事項は、別に定める。

(マッチングプログラムコース)

第7条の2 各学部（医学部医学科、歯学部及び薬学部薬学科を除く。）に、学生自らの課題提案型履修プログラムを核とし、特定の学問領域又は複数の学問領域にわたって学修することのできる教育課程として、岡山大学マッチングプログラムコース（以下「マッチングプログラムコース」という。）を置くことができる。

2 マッチングプログラムコースの設置、運営、教育課程、学生の在籍に関する事項等に関し、必要な事項は、学長が定める。

(履修方法及び上限設定等)

第8条 第7条の区分により開設する授業科目、その単位数、履修方法等については、各学部の定めるところによる。

2 各学部は、学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、1年間又は1学期に履修科目として登録できる単位数の上限を定めるよう努めなければならない。

3 各学部は、前項に定める単位を優れた成績をもって修得した学生については、次の1年間又は次学期に、上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。

(長期にわたる教育課程の履修)

第9条 各学部は、学生が、職業を有している等の事情により、修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。

(授業の方法)

第10条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 各学部は、大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）第25条第2項の規定に基づき文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

3 各学部は、第1項の授業を、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

4 各学部は、大学設置基準第25条第4項の規定に基づき文部科学大臣が別に定めるところにより、第1項の授業の一部を、校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる。

(単位の計算方法)

第11条 授業科目の単位の計算方法は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、

授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準によるものとする。

一 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で各学部が定める時間の授業をもって1単位とする。

二 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で各学部が定める時間の授業をもって1単位とする。ただし、芸術の分野における個人指導による実技については、各学部が定める時間の授業をもって1単位とすることができる。

三 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前二号に規定する基準を考慮して各学部が定める時間の授業をもって1単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適当と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

(成績評価基準等の明示等)

第12条 各学部は、学生に対して、授業の方法及び内容並びに1年間の授業の計画をあらかじめ明示する。

2 各学部は、学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行う。

(単位の授与)

第13条 授業科目を履修した者に対しては、試験の成績又は研究報告の成果等を前条第2項の成績評価基準に照らして評価し、合格した者に単位を授与する。

2 単位修得の認定は、担当教員が行う。

(成績等の評価)

第13条の2 前条第1項の評価は、100点を満点とし、60点以上を合格、59点以下を不合格とする。

2 前項の評価の評語は、90点以上を「A+」、80点から89点までを「A」、70点から79点までを「B」、60点から69点までを「C」及び59点以下を「F」とする。

3 前2項の規定にかかわらず、試験の成績又は研究報告の成果等を点数をもって評価することができない場合は、「修了」又は「認定」の評語をもって合格の評価とすることができる。

4 前3項に定めるもののほか、成績等の評価等に関し、必要な事項は、別に定める。

(他学部における授業科目の履修)

第14条 教育上有益と認めるときは、各学部は、学生が他の学部において開設する授業科目について修得した単位を、卒業の要件となる単位として認定することができる。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修等)

第15条 教育上有益と認めるときは、各学部は、他の大学又は短期大学との協議に基づき、学生が当該他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、60単位を超えない範囲で、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、学生が、外国の大学又は短期大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合及び外国の大学又は短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

(大学以外の教育施設等における学修)

第16条 教育上有益と認めるときは、各学部は、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他大学設置基準第29条に基づき文部科学大臣が定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を授与することができる。

2 前項の規定により授与することができる単位数は、前条の規定により修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第17条 教育上有益と認めるときは、各学部は、学生が本学に入学する前に、大学若しくは外国の大学(外国の大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修した場合及び外国の大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修した場合を含む。)又は短期大学若しくは外国の短期大学(外国の短期大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修した場合及び外国の短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修した場合を含む。)において履修した授業科目について修得した単位(大学設置基準第31条第1項に定める科目等履修生として修得した単位を含む。)を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 教育上有益と認めるときは、各学部は、学生が本学に入学する前に行った前条第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を授与することができる。

3 前2項の規定により、修得したものとみなし、又は授与することのできる単位数は、転学、編入学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第15条及び前条第1項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

### 第3章 入学、転学、留学、休学、退学、再入学、除籍及び復籍等

(入学の時期)

第18条 入学の時期は、各学期の始めとする。

(入学の資格)

第19条 本学に入学することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

一 高等学校又は中等教育学校を卒業した者

二 通常の課程による12年の学校教育を修了した者又は通常の課程以外の課程により、これに相当する学校教育を修了した者

三 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの

四 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

五 専修学校の高等課程(修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以降に修了した者

六 文部科学大臣の指定した者(昭和23年文部省告示第47号)

七 文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者

八 学校教育法(昭和22年法律第26号)第90条第2項の規定により大学に入学し



た者で、大学における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの  
九 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達したもの

(入学志願の手続)

第20条 入学志願者は、所定の手続きにより願出しなければならない。

(入学者の選考)

第21条 入学志願者に対しては、学力試験等を行い、学部長の申出に基づき、学長が合格者を決定する。

2 入学者の選考に関し、必要な事項は、別に定める。

(入学の手続)

第22条 合格者は、所定の期日までに入学の手続をしなければならない。

2 入学の手続きに関し、必要な事項は、別に定める。

(入学の許可)

第23条 学長は、前条の入学の手続を経た者に対し、入学を許可する。

(入学の宣誓)

第24条 入学を許可された者は、別に定めるところにより宣誓しなければならない。

2 正当な事由なくして前項の宣誓を行わないときは、入学の許可を取消す。

(編入学)

第25条 編入学定員により、理学部又は工学部の第3年次に編入学することができる者は、次の各号の一に該当する者とし、選考の上、入学を許可する。

一 大学を卒業した者（外国の大学を卒業した者及び外国の大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者（学校教育法第90条第1項に規定する者に限る。）を含む。次項、次条及び第26条において同じ。）

二 短期大学を卒業した者（外国の短期大学を卒業した者及び外国の短期大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者（学校教育法第90条第1項に規定する者に限る。）を含む。第3項及び次条において同じ。）

三 高等専門学校を卒業した者

四 学校教育法第132条に規定する専修学校の専門課程を修了した者

五 その他本学において前3号に掲げる者と同等以上の学力があると認めた者

2 編入学定員により、医学部医学科の第2年次又は歯学部歯学科の第3年次に編入学することができる者は、次の各号の一に該当する者とし、選考の上、入学を許可する。

一 大学を卒業した者

二 学校教育法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者

3 編入学定員により、医学部保健学科の第3年次に編入学することができる者は、次の各号の一に該当する者とし、選考の上、入学を許可する。

一 看護学専攻については、次のイ又はロに該当する者で、看護師国家試験に合格した者又はその受験資格を有する者

イ 短期大学を卒業した者

ロ 学校教育法第132条に規定する専修学校の専門課程を修了した者

二 放射線技術科学専攻については、次のイ又はロに該当する者で、診療放射線技師試験に合格した者又はその受験資格を有する者

イ 短期大学を卒業した者

ロ 学校教育法第132条に規定する専修学校の専門課程を修了した者

三 検査技術科学専攻については、次のイ又はロに該当する者

イ 臨床検査技師国家試験に合格した者又はその受験資格を有する者で、次のいずれかに該当する者

1) 短期大学を卒業した者

2) 学校教育法第132条に規定する専修学校の専門課程を修了した者

ロ その他本学においてイに掲げる者と同等以上の学力があると認めた者

4 前3項の規定により編入学した者の在学すべき期間は、第4条に規定する修業年限から第2年次に編入学した者にあつては1年、第3年次に編入学した者にあつては2年を控除した年数とする。

第25条の2 前条に規定するもののほか、次の各号の一に該当する者で、本学の学部編入学を志願するものがある場合は、欠員のある場合に限り、選考の上、入学を許可することができる。

一 大学を卒業した者

二 短期大学を卒業した者

三 高等専門学校を卒業した者

四 学校教育法第132条に規定する専修学校の専門課程を修了した者

五 旧国立養護教諭養成所設置法（昭和40年法律第16号）による国立養護教諭養成所を卒業した者

六 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）附則第7条に規定する従前の規定による学校の課程を修了し、又はこれらの学校を卒業した者

七 その他本学において第1号から第6号までに掲げる者と同等以上の学力があると認めた者

（学士入学）

第26条 次に掲げる者については、第21条の規定にかかわらず、別に選考の上、学士入学として入学を許可することができる。

一 本学の学部を卒業した者で更に他の学部又は同一学部の他の学科又は課程に入学を志願する者

二 他の大学を卒業した者で入学を志願する者

三 学校教育法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者で入学を志願する者

2 前項の規定により入学した者の在学すべき期間は、2年以上とする。

（転学）

第27条 他の大学に在学している者、外国の大学に在学している者及び外国の大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程に在学している者（学校教育法第90条第1項に規定する者に限る。）で本学の学部編入学を志願する者がある場合は、選考の上、入学を許可することができる。

2 本学学生が他の大学に転学を志願する場合の取扱いについて、必要な事項は、別に定める。

第28条 削除

（転学部等）

第29条 本学の学生で、本学の他の学部又は同一学部の他の学科・課程若しくは専攻に転学部又は転学科・課程若しくは転専攻（以下「転学部等」という。）を志願する者がある場合は、選考の上、転学部等を許可することができる。

2 新たに入学を志願する者の例によって本学の他の学部又は同一学部の他の学科・課程

若しくは専攻に入学を志願する場合は、在学のままでよい。ただし、現に在学する学部長の許可書を、出願の際願書に添えなければならない。

(在学期間の通算)

第30条 第25条の2、第27条及び第29条の規定により入学又は転学部等を許可された者の在学期間の通算については、その学部の認定により前学校、前学部、前学科・課程又は前専攻の在学期間以内においてその学部、学科・課程又は専攻に在学したものとみなすことができる。

2 第45条に規定する科目等履修生(大学の学生以外の者に限る。)が本学に入学した場合で、当該単位の修得により当該学部の教育課程の一部を履修したと認められるときは、修得した単位数その他の事項を勘案して当該学部が定める期間を修業年限に通算することができる。ただし、その期間は、当該学部の修業年限の2分の1を超えてはならない。

3 前項の規定による修業年限の通算は、各学部の定めるところにより、科目等履修生として一定の単位(学校教育法第90条の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。)を修得した者に対し、第17条第1項の規定により本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことのできる当該単位数、その修得に要した期間その他当該学部が必要と認める事項を勘案して行うものとする。

(編入学等に対する準用)

第31条 第22条から第24条までの規定は、編入学、学士入学、転学及び再入学を許可された者に準用する。

(留学)

第32条 本学が教育上有益と認めるときは、外国の大学又は短期大学との協議に基づき学生が当該大学又は短期大学に留学することを認めることができる。

2 前項による留学の期間は、第4条に規定する修業年限に算入するものとする。

3 第15条第1項及び第16条第2項の規定は、学生が留学する場合について準用する。

(休学)

第33条 学生が疾病その他やむを得ない事由により、2月以上修学することができない場合は、医師の診断書又は詳細な理由書を添えて願書を提出し、学部長の許可を得てその学年の終わりまで休学することができる。

2 前項による休学者でその事由が止むときは、休学期間中であっても学部長の許可を得て復学することができる。

3 学生が疾病のため修学することが適当でないと認める場合は、学部長は、学長の承認を得て、当該学生に対し休学を命ずることができる。

4 前項による休学者で休学期間内にその事由がなくなった者に対しては、学部長は、学長の承認を得て、ただちに復学させなければならない。

(休学期間)

第34条 休学期間は、通算して2年を超えることはできない。ただし、特別の事情がある者について、学部長は、学長の承認を得て、更に1年以内の休学を許可することができる。

(休学期間の取扱い)

第35条 休学期間は、在学期間に算入しない。ただし、通算して3月以下の場合に限り、第39条に規定する卒業要件の期間に算入するものとする。

(願による退学)

第36条 学生が疾病その他やむを得ない事情により退学しようとするときは、所定の書式でその旨を学部長を通して学長に願い出て、学長の許可を受けなければならない。

2 学部長は、学生の学業成績が著しく不振であると認める場合は、教授会の議を経て、当該学生に対して退学を勧告することができる。

(再入学)

第37条 前条の定めにより退学した者で再入学を願い出たものに対しては、審議の上、これを許可することがある。ただし、再入学を許可する場合は、原則として、再度原年次に入学させるものとする。

(除籍)

第38条 次の各号の一に該当する者は、学部長の申出により学長が除籍する。

一 死亡又は行方不明の者

二 疾病、学力劣等及びその他の事由により成業の見込みがないと認められた者

三 所定の在学期間を超えた者

四 入学料の免除を申請し、免除の不許可若しくは一部免除の許可になった者又は入学料の徴収猶予を申請した者で、それぞれ別に定める期日までに入学料を納入しないもの

五 当該年度の末日（当該年度の中途において所定の在学期間を超えることとなる場合にあつては、その超えることとなる日の前日）までに授業料を納入しない者

(復籍)

第38条の2 前条第5号に該当することにより除籍された者で、未納の授業料に相当する金額を納入して復籍を願い出たものに対しては、審議の上、これを許可することがある。

2 復籍の取扱いに関し、必要な事項は、別に定める。

#### 第4章 卒業及び学士の学位

(卒業の要件)

第39条 卒業の要件は、第4条に規定する修業年限以上在学し、124単位以上（医学部医学科及び歯学部にあつては、188単位以上。薬学部薬学科にあつては、186単位以上（将来の薬剤師としての実務に必要な薬学に関する臨床に係る実践的な能力を培うことを目的として大学の附属病院その他の病院及び薬局で行う実習に係る20単位以上を含む。））を各学部の定めるところにより修得することとする。

2 前項の規定により卒業の要件として修得すべき124単位のうち、第10条第2項の授業の方法により修得する単位数は、60単位を超えないものとする。

3 前項の規定にかかわらず、各学部において、124単位を超える単位数を卒業の要件としている場合は、第10条第1項の授業の方法によって64単位以上の修得がなされていれば、同条第2項の授業の方法により修得する単位数については、60単位を超えることができるものとする。

(卒業の認定)

第40条 前条に定める卒業の要件を満たした者については、学部長の申出に基づき、学長が卒業を認定する。

(早期卒業)

第41条 前条の規定にかかわらず、医学部医学科、歯学部及び薬学部薬学科の課程に在学する場合を除き、本学に3年以上在学し、卒業の要件として修得すべき単位を優秀な成績をもって修得した学生が、学校教育法第89条に規定する卒業（以下「早期卒業」という。）を希望する場合は、学長は、学部長の申出に基づき、卒業を認定することができる。ただし、早期卒業の認定を行う学部にあつては、その卒業認定の基準を定め、公表しておかなければならない。

2 本学に他の大学からの転入学，学士入学した者に係る早期卒業の必要在学年数については，学校教育法施行規則第149条の定めるところによる。ただし，転学，退学又は卒業した大学に入学した時期が平成12年4月1日前である者は，前項を適用しない。  
(学士の学位)

第42条 本学を卒業した者には，学士の学位を授与する。  
(規則への委任)

第43条 学士の学位授与に関し，必要な事項は，別に定める。

## 第5章 聴講生，科目等履修生，特別聴講学生，専攻生，研究生，委託生 及び外国人留学生

(聴講生)

第44条 学部所定の授業科目のうち，一又は複数の授業科目について聴講を志願する者があるときは，その学部の授業，研究及び設備に妨げのない限り，その学部において選考の上，聴講生として入学を許可することがある。

(科目等履修生)

第45条 本学の学生以外の者で，学部が開設する一又は複数の授業科目の履修を志願する者があるときは，その学部の授業，研究及び設備に妨げのない限り，その学部において選考の上，科目等履修生として入学を許可し，単位を授与することができる。

2 前項の単位の授与については，第13条の規定を準用する。

(特別聴講学生)

第46条 他の大学(短期大学及び高等専門学校並びに外国の大学及び短期大学を含む。)の学生で，学部の授業科目の履修を志願する者があるときは，当該大学との協議に基づき，特別聴講学生として履修を認めることができる。

(専攻生)

第47条 本学において特定の専門事項について専攻を希望する者があるときは，その学部の授業，研究及び設備に妨げのない限り，その学部において選考の上，専攻生として入学を許可することがある。

(研究生)

第48条 本学において特定の事項について研究を希望する者があるときは，その学部の授業，研究及び設備に妨げのない限り，その学部において選考の上，研究生として入学を許可することがある。

2 前項の規定は，資源植物科学研究所及び地球物質科学研究センターについて準用する。

(委託生)

第49条 公の機関等からその所属職員につき，聴講科目若しくは研究事項を定め，又は研修について，委託の願い出があるときは，その学部の授業，研究及び設備に妨げのない限り，その学部において選考の上，委託生として入学を許可することがある。

(聴講生，科目等履修生，特別聴講学生，専攻生，研究生及び委託生に関する規程)

第50条 聴講生，科目等履修生，特別聴講学生，専攻生，研究生及び委託生に関し，必要な事項は，各学部の定めるところによる。

2 第48条第2項により受け入れる研究生については，資源植物科学研究所及び地球物質科学研究センターの定めるところによる。

(学部学生に関する規定の準用)

第51条 聴講生，科目等履修生，特別聴講学生，専攻生，研究生及び委託生については，本章に定めるもののほか，学部学生に関する規定を準用する。

(外国人留学生)

第52条 外国人で大学において教育を受ける目的を持って入国し、本学に入学を志願する者があるときは、選考の上、外国人留学生として許可することがある。

2 外国人留学生に関し、必要な事項は、別に定める。

## 第6章 授業料、入学料及び検定料

(授業料、入学料及び検定料の額並びにその徴収方法)

第53条 学部の学生の授業料、入学料及び検定料の額並びにその徴収方法に関し、必要な事項は、別に定める。

2 聴講生、科目等履修生、特別聴講学生、専攻生及び研究生の授業料、入学料及び検定料の額並びにその徴収方法に関し、必要な事項は、別に定める。

(既納の授業料、入学料及び検定料)

第54条 既納の授業料、入学料及び検定料は、返還しない。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる授業料相当額については、当該授業料を納入していた者の申出により、これを返還する。

一 入学を許可するときに授業料を納入していた者が入学年度の前年度の3月31日までに入学を辞退した場合における当該授業料相当額

二 前期分授業料徴収の際、後期分授業料を併せて納入していた者が後期分授業料の徴収時期前に休学又は退学した場合における後期分授業料相当額

3 第1項の規定にかかわらず、入学者選抜において、出願書類等による選抜(以下「第一段階目の選抜」という。)を行い、その合格者に限り学力検査その他による選抜(以下「第二段階目の選抜」という。)を行う場合における検定料については、第一段階目の選抜で不合格となった者に対しては、当該者の申出により第二段階目の選抜に係る額に相当する額を返還するものとする。

(入学料の免除及び徴収猶予)

第55条 入学料の納入が経済的理由により困難であると認められる者等については、本人の申請に基づき、別に定めるところにより、その入学料を免除又は徴収猶予することができる。

(授業料の免除及び徴収猶予)

第56条 授業料の納入が経済的理由により困難であると認められ、かつ、学業優秀と認められる者等については、別に定めるところにより、その授業料を免除又は徴収猶予することができる。

## 第7章 賞罰

(表彰)

第57条 学生で学術、課外活動及び性行が優秀であって他の学生の範とする者があるときは、学部長の推薦により学長が表彰することがある。

2 表彰に関し、必要な事項は、別に定める。

(懲戒)

第58条 本学の諸規則に違背し、又は学生の本分に反する行為がある者は、所定の手続きを経て、学長又は学長の委任を受けた学部長が懲戒する。

2 懲戒は、訓告、停学及び退学とする。ただし、退学は、次の各号の一に該当する者に限る。

一 性行不良で改善の見込みがないと認められた者

二 正当な理由がなく出席常でない者

三 本学の秩序を乱し、その他本学学生としての本分に反した者

(停学期間の取扱い)

第59条 停学期間は、在学期間に算入する。ただし、当該停学期間が通算して3月を超える場合は、第39条に規定する卒業要件の期間には、算入しないものとする。

## 第8章 学生寮

(学生寮)

第60条 本学に学生寮を置く。

- 2 学生寮は、学長の監督に属する。
- 3 寄宿料の額及び徴収方法に関し、必要な事項は、別に定める。
- 4 学生寮に関し、必要な事項は、別に定める。

## 第9章 奨学金

(奨学制度)

第61条 本学に奨学制度を設ける。

- 2 前項の制度の運営に関し、必要な事項は、別に定める。

## 第10章 履修証明書を交付する特別の課程

(特別の課程)

第62条 本学は、本学の学生以外の者を対象として、学校教育法第105条に規定する特別の課程（以下「特別の課程」という。）を編成することができる。

- 2 特別の課程を修了した者には、修了の事実を証する証明書を交付する。
- 3 前2項に規定するほか、特別の課程に関し、必要な事項は、別に定める。

## 第11章 全学講義及び公開講座

(全学講義)

第63条 広く全学生の教養を高めるため、全学講義を開催する。

(公開講座)

第64条 社会人の教養を高め教育文化の向上に資するため、公開講座を開設する。

## 第12章 課外活動

(課外活動)

第65条 本学の課外活動に関し、必要な事項は、別に定める。

## 第13章 雑則

(学則の改廃)

第66条 この学則の改廃は、役員会の議を経て行う。

- 2 前項の役員会の審議に先立ち、国立大学法人岡山大学（以下「法人」という。）の経営に関する部分については経営協議会において、法人の経営に関する部分を除く部分については教育研究評議会において審議を行うものとする。

## 附 則

- 1 この学則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 岡山大学学則等を廃止する規則（平成16年岡大規則第1号）第1条の規定により廃止される岡山大学学則（以下「旧学則」という。）の規定により入学した者に係る修業年限、教育課程、履修方法等並びに卒業及び学士の学位については、旧学則の例による。

- 3 この学則施行の際現に旧学則第88条の規定によりなされた懲戒については、第58条の規定に基づきなされた懲戒とみなす。

附 則

この学則は、平成16年7月29日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 改正後の7条第3項及び第4項に係る規定は、平成17年度入学生から適用する。
- 3 改正後の第19条第6号の規定にかかわらず、廃止された大学入学検定試験規程（昭和23年文部省令第13号）による大学入学資格検定に合格した者についても、本学に入学することのできる者とする。

附 則

この学則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第41条第1項に規定する早期卒業の薬学部創薬科学科の学生への適用は、平成18年度以降の入学生からとし、薬学部総合薬学科の学生には適用しない。

附 則

この学則は、学校教育法等の一部を改正する法律（平成19年法律第96号）の施行の日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成20年4月1日から施行する。ただし、第28条第6号及び第41条第2項の改正規定は、平成20年1月31日から施行し、平成19年12月26日から適用する。
- 2 改正後の第13条の2の規定は、平成20年度入学生から適用する。

附 則

この学則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 平成22年度の編入学に関する改正後の第25条第2項の規定の適用については、同項中「医学部医学科の第2年次」とあるのは「医学部医学科の第2年次若しくは第3年次」とする。

附 則

この学則は、平成23年4月1日から施行する。



## 11. 岡山大学マッチングプログラムコース規則

(趣旨)

第1条 この規則は、岡山大学学則（平成16年岡大学則第2号。以下「学則」という。）第7条の2第2項の規定に基づき、岡山大学マッチングプログラムコース（以下「コース」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 コースを設置する学部（以下「設置学部」という。）は、文学部、教育学部、法学部、経済学部、理学部、医学部（医学科を除く。）、薬学部（薬学科を除く。）、工学部、環境理工学部及び農学部とする。

(運営)

第3条 コースの特徴である既存の学部の枠組みを超えた教育体系を実践するため、コースの運営は、設置学部と教育・学生支援機構が連携し、各学部の協力を得て行う。

(運営委員会)

第4条 コースの円滑な運営と教育の実施のため、コースに関する重要事項を審議する組織として、岡山大学マッチングプログラムコース運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

2 運営委員会に関し、必要な事項は、別に定める。

(募集)

第5条 コースの募集は、文学部、教育学部、法学部、理学部、医学部保健学科、薬学部創薬科学科、工学部、環境理工学部及び農学部から入学定員合計16人を措置し、一括して募集・選抜を行う。

(入学者選抜方法等)

第6条 コースの入学者選抜は、アドミッション・オフィス方式による総合評価により行う。

2 コースの合格者は、運営委員会で選考の上、設置学部の教授会の議を経て、当該学部長の申出に基づき、学長が決定する。

(入学前準備教育)

第7条 入学予定者に対して、入学後のコースの学修を円滑に行うため、入学までの間に入学前準備教育を行う。

2 入学前準備教育に関し、必要な事項は、別に定める。

(教育課程)

第8条 コースの教育課程は、教養教育科目及び専門教育科目により編成する。

2 教養教育科目は、ガイダンス科目、主題科目、個別科目及び外国語科目に区分する。

3 専門教育科目は、専門基礎科目及び専門科目により編成し、専門基礎科目は、MP教育科目とし、専門科目は、総合選択履修科目及び課題科目に区分する。

4 各授業科目及び単位数等は、別表第1のとおりとする。ただし、必要があるときは、別表第1に掲げる授業科目以外の科目を特別に開講することがある。

5 前項の授業科目の配当年次及び履修方法等に関し、必要な事項は、別に定める。

(単位の計算方法)

第9条 授業科目の単位の計算方法については、次の各号に掲げる基準によるものとする。

- 一 講義については、15時間の授業をもって1単位とする。
  - 二 演習については、15時間又は30時間の授業をもって1単位とする。
  - 三 実験及び実習については、30時間又は45時間の授業をもって1単位とする。
  - 四 課題研究については、それに必要な学修等を考慮して、10単位とする。
- 2 一の授業科目について、講義、演習、実験又は実習のうち二以上の方法の併用により行う場合の単位の計算基準は、前項第1号から第3号までに規定する基準を考慮して別に定める。

(成績評価基準等の明示)

第10条 授業の方法及び内容並びに1年間の授業の計画並びに成績評価基準は、講義要覧等により学年の始めに公表する。

(単位の認定)

第11条 単位の認定は、前条に規定する成績評価基準に照らし、試験の成績等により、授業担当教員が行う。

(授業科目の公示)

第12条 学年の始めに、その学年における授業科目名及び担当教員名を公示する。ただし、科目によっては、学期の始めに又は必要に応じて学期若しくは学年の中途において公示する場合がある。

(履修手続)

第13条 学生は、履修しようとする科目を所定の方法により、学期の始めに届け出なければならない。ただし、前条ただし書の場合は、それぞれ公示された時期に届け出るものとする。

2 設置学部以外の学部の授業科目の履修を希望するときは、所定の手続きを経て、当該学部長の許可を受けるものとする。

(履修科目の上限設定等)

第14条 学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、1年間に登録することができる単位数の上限を別に定める。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修等)

第15条 学生が、他の大学（外国の大学を含む。以下同じ。）又は短期大学（外国の短期大学を含む。以下同じ。）の授業科目の履修を希望するときは、願い出なければならない。

2 前項の願い出があったときは、当該大学又は短期大学との協議の成立したものについて許可するものとし、その取扱いについては別に定める。

(大学以外の教育施設等における学修)

第16条 学生が、短期大学又は高等専門学校の特攻科における学修を希望するときは、所定の様式により願い出て許可を受けなければならない。

2 学生が、前項に規定する学修その他文部科学大臣の定める学修を行った場合の取扱いについては、別に定める。

(入学前の既修得単位等の認定)

第17条 学生がコースに入学する前に大学又は短期大学において修得した授業科目の単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)は、コースにおいて修得したものととして認定することがある。

2 前項の規定により、修得したものととして認定できる単位数は、本学において修得した単位以外のものについては、前2条の規定によりコースにおいて修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(所属学部)

第18条 コースの学生は、設置学部の所属とする。

2 学生の所属方法及び学籍の管理方法等については、別に定める。

(転課程)

第19条 コースの学生が、各学部のコース以外の教育課程へ転課程を志願する場合は、所定の手続きを経て、所属学部の長の許可を受けなければならない。

2 各学部のコース以外の教育課程からコースへ転課程を志願する場合は、選考の上、許可することがある。

3 転課程の方法、時期及び既修得単位の認定方法については、別に定める。

(在学期間の通算及び既修得単位の認定)

第20条 前条の規定により転課程をした者の在学期間及び既修得単位の取扱いについては、別に定める。

(卒業の要件)

第21条 コースの学生の卒業要件は、コースに4年以上在学し、別表第2に定める卒業要件単位以上を修得することとする。

第22条 削除

(卒業の認定)

第23条 卒業の認定は、運営委員会で事前審査の上、学生の所属学部の教授会の議を経て、当該学部長の申出に基づき、学長が行う。

(学位)

第24条 卒業者に授与する学士の学位に付記する専攻分野の名称は、学術とする。

(雑則)

第25条 この規則に定めるもののほか、コースに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

2 改正後の別表第1及び別表第2の規定にかかわらず、平成18年度入学生については、なお従前の例による。

附 則

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

2 改正後の第11条、第14条、第22条、別表第1及び別表第2の規定にかかわらず、

平成19年度以前の入学生については，なお従前の例による。

附 則

この規則は，平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規則は，平成22年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は，平成23年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第1及び別表第2の規定にかかわらず，平成22年度以前の入学生については，なお従前の例による。

別表第1 (第8条関係)

科目区分		授業科目	単位数	卒業要件単位	
教養教育科目	ガイダンス科目	開講授業科目及び単位数については、岡山大学教育開発センター長が学年の始めに公示する。		2単位	
	主題科目			各主題ごとに2単位以上	28単位～42単位 (個別科目の生命・保健科学は4単位まで)
	個別科目			生命・保健科学は4単位	
	外国語科目			16単位以上 (指定する英語8単位を含む。)	
	合 計			30単位～44単位	
専門教育科目	専門基礎科目	MP教育科目(必修科目)	MP個別指導1	2	2単位
		MP個別指導2	2	2単位	
		MP個別指導3	2	2単位	
		英語(MPコース2)	2	2単位	
		英語(MPコース3)	2	2単位	
		MP教養ゼミ(日本語)	2	2単位	
		MP教養ゼミ(倫理・哲学)	2	2単位	
		MP教養ゼミ(異文化)	2	2単位	
		MP教養ゼミ(自然科学)	2	4単位(2科目)	
	計			20単位	
	MP教育科目(選択科目)	キャリア育成セミナー	2	0単位～2単位	
		計			0単位～2単位
	専門科目	総合選択履修科目	情報処理関連科目 (設置学部が開講する専門教育科目の情報関連科目)	4単位	
			テーマ関連科目 (各学部が開講する専門教育科目)	0単位～18単位	
			計		
課題科目		課題探求科目 (各学部が開講する専門教育科目)	46単位		
	課題研究	10	10単位		
	計			56単位	
合 計			84単位～98単位		
総 合 計			128単位		

別表第2（第21条関係）

卒業要件単位

区 分		卒業要件単位	
教養教育科目		30～44単位	
専門教育科目	専門基礎科目（MP教育科目）	20～22単位	
	専門科目	総合選択履修科目	4～22単位
		課題科目	56単位
合 計		128単位	

## 岡山大学マッチングプログラムコース運営委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、岡山大学マッチングプログラムコース規則（平成17年岡大規則第10号）第4条第2項の規定に基づき、岡山大学マッチングプログラムコース運営委員会（以下「運営委員会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 運営委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。

- 一 副学長（教育・学生担当理事）
- 二 岡山大学マッチングプログラムコース（以下「コース」という。）を設置する学部（以下「設置学部」という。）の長
- 三 設置学部を除く学部の長が推薦する当該学部の教授 各1名
- 四 学務部長
- 五 その他運営委員会委員長が必要と認めた者

2 前項第3号及び第5号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(審議事項等)

第3条 運営委員会は、コースに関し、次の各号に掲げる事項について審議する。

- 一 コースの企画及び運営に関する重要事項
- 二 コースの教育課程の編成に関する事項
- 三 コースの授業計画に関する事項
- 四 コースの学生の入学、卒業その他その在籍に関する事項及び学位の授与に関する事項
- 五 その他運営委員会が必要と認めるコースに関する事項

(委員長)

第4条 運営委員会に委員長を置き、第2条第1項第1号の委員をもって充てる。

2 委員長は、運営委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した設置学部の長がその職務を代理する。

(委員会の成立等)

第5条 運営委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。

2 運営委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第6条 運営委員会は、必要があるときは、委員以外の者を出席させ、その意見を聴くことができる。

(コース教育委員会)

第7条 運営委員会に、コースの円滑な教育の実施について具体的に審議するため、岡山大学マッチングプログラムコース教育委員会（以下「コース教育委員会」という。）を

置く。

2 運営委員会は、コース教育委員会に第3条第1項第2号から第5号までの事項の審議を委ね、その議決をもって、運営委員会の議決とすることができるものとする。

3 コース教育委員会に関し、必要な事項は、別に定める。

(コース教育部)

第8条 運営委員会に、コースの教育を円滑に実施するため、岡山大学マッチングプログラムコース教育部（以下「コース教育部」という。）を組織する。

2 コース教育部は、コース学生に係る教育、修学指導等に関して主体的に責任を持つ学部として運営委員会において選出された学部において組織する。

3 コース教育部に関し、必要な事項は、別に定める。

(委員会の事務)

第9条 運営委員会の事務は、学務部学務企画課において処理する。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、運営委員会に関し、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。



## 岡山大学マッチングプログラムコース成績評価の基準

- 1 成績評価は授業の教育目標に対する学習者の到達度を見るものであり、その目標と評価の方法は可能な限り具体的にシラバスに明記する。
- 2 成績評価は、授業の形態（講義、実験、実習、演習、実技等）と内容に対応した適切で多面的な方法により行い、期末筆記試験などの単一手段のみによる一面的評価に偏重しないようにする。
- 3 成績評価には、授業時間外の自己学習を通じて得られた学習効果が適切に反映されるように努める。
- 4 成績評価においては、担当教員による著しい個人差が生じないように努める。
- 5 成績評価の基準や方法に関する学生からの質問や疑問には適切に対応する。

## 岡山大学マッチングプログラムコース履修科目の上限設定等に関する内規

(趣旨)

第1条 この内規は、岡山大学マッチングプログラムコース規則（平成17年岡大規則第10号）第14条第1項の規定に基づき、岡山大学マッチングプログラムコースにおける履修登録科目の上限設定等について定める。

(履修科目の上限)

第2条 履修科目として登録できる単位数の上限は、1年間42単位とする。

(履修科目の上限を超える登録)

2 前項の規定にかかわらず、マッチングプログラムコース教育部長が教育上特別の必要があると認める場合は、前項の上限を超えて履修科目を登録することができる。

附 則

- 1 この内規は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 改正後の規定にかかわらず、平成18年度及び平成19年度入学生については、なお従前の例による。

## 岡山大学マッチングプログラムコース表彰内規

### (目的)

第1条 この内規は、岡山大学マッチングプログラムコース(以下「MPコース」という。)における教育の充実・発展を図るため、学業及び人物の優れた学生を表彰するために必要な事項について定めることを目的とする。

### (表彰)

第2条 表彰は、「MPコース優秀学生賞」とし、表彰状を授与するものとする。

### (MPコース優秀学生賞)

第3条 MPコース優秀学生賞は、MPコースを卒業する学生のうちから、学業及び人物の優れた者に授与する。

2 候補者は、岡山大学マッチングプログラムコース教育委員会委員長が、3月上旬までに1人を、岡山大学マッチングプログラムコース運営委員会委員長に推薦するものとする。

3 選考は、岡山大学マッチングプログラムコース運営委員会で行う。

4 授与日は、学位授与式当日とする。

### (表彰状)

第4条 表彰状は、別紙のとおりとする。

### 附 則

この内規は、平成18年4月1日から施行する。

### 附 則

この内規は、平成23年2月4日から施行する。

岡山大学マッチングプログラムコースにおける他の大学  
又は短期大学の専門教育科目履修に関する内規

(趣旨)

第1条 この内規は、岡山大学マッチングプログラムコース（以下「MPコース」という。）規則第15条第2項の規定に基づき、MPコース学生が他の大学（外国の大学を含む。）又は短期大学（外国の短期大学を含む。）の専門教育科目の履修（以下「他大学等履修」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(出願書類)

第2条 MPコース学生が、他大学等履修を希望するときは、次の各号に掲げる書類を提出し、MPコース運営委員会（以下「運営委員会」という。）の長に願い出るものとする。

- 一 他大学（短期大学）授業科目履修願（別紙様式）
- 二 その他必要とする書類

(許可)

第3条 他大学等履修の許可は、運営委員会の議を経て行う。

(単位の認定)

第4条 他大学等履修で修得した単位は、30単位を限度として運営委員会で認定の上、卒業要件単位として取り扱うことができる。

(その他)

第5条 この内規の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この内規は、平成18年4月1日から施行する。

岡山大学マッチングプログラムコースにおける「大学コンソーシアム岡山」  
参加大学相互間単位互換協定に関する取扱要項

(趣旨)

第1条 この要項は、岡山大学マッチングプログラムコース（以下「MPコース」という。）学生「大学コンソーシアム岡山」参加大学相互間単位互換に関する協定（平成18年3月7日締結）第1条の規定に基づく他の大学で開設する授業科目（以下「他大学授業科目」という。）の履修に関し、必要な事項を定めるものとする。

(履修申請)

第2条 他大学授業科目の履修を希望するMPコース学生（以下「履修希望学生」という。）は、当該学生を担当するアカデミックアドバイザーを経て、岡山大学マッチングプログラムコース運営委員会（以下「運営委員会」という。）委員長に希望する他大学授業科目について履修申請するものとする。

(履修許可)

第3条 運営委員会委員長は、履修希望学生の履修プログラムに基づき、教育課程上の位置付けを行い、教育上有益と認めた他大学授業科目について、運営委員会の議を経て、履修を許可する。

(単位の認定)

第4条 他大学授業科目の履修により修得した単位は、20単位を限度として運営委員会で認定する。

(その他)

第5条 この要項の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要項は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 改正後の規定にかかわらず、平成18年度及び平成19年度入学生については、なお従前の例による。

## 12. 事務分掌

### MPコース責任学部 理学部

#### ◆理学部事務室マッチングプログラムコース担当・教務学生担当関係

科目履修，単位修得に関すること。  
休学，退学，除籍等に関すること。  
再受験，再入学，学士入学，転学科，転学部に関すること。  
入学，卒業，修了に関すること。  
授業，試験，時間割に関すること。  
講義室に関すること。  
教育実習，教育職員免許状他各種資格に関すること。  
卒業，修了予定者の就職に関すること。  
各種証明書に関すること。  
外国人留学生に関すること。  
集中講義に関すること。  
単位互換，公開臨海実習に関すること。  
掲示に関すること。  
厚生補導に関すること。  
研究生，科目等履修生，特別聴講学生に関すること。  
大学院に関すること。  
その他学生に関すること。

#### ◆学務部学務企画課教務第一係（一般教育棟A棟2階）関係 学生証に関すること

#### ◆学務部学務企画課教務第二係（一般教育棟A棟2階）関係 教養教育科目に関すること

#### ◆学務部学生支援課（一般教育棟A棟2階）関係

入学料，授業料の免除に関すること。  
奨学金に関すること。  
学生教育研究災害傷害保険に関すること  
学割証明書に関すること。  
通学定期乗車券発行控に関すること

## 13. 理学部構内の交通安全のルールについて

岡山大学津島地区では、教育と研究の場にふさわしい静かな環境と、キャンパス内すべての人々の安全を守るために、キャンパス内での交通安全のルールを定めています。

### 自動車・自動二輪車・原動機付自転車での通学について

#### 【駐車許可】

岡山大学津島キャンパスの職員・学生用駐車場は、許可を受けた車両のみ駐車することができます。

#### 【駐車許可の申請】

申請資格・申請期間・手続方法・駐車料金については

岡山大学公式ホームページ（在学生・保護者の方⇒駐車許可関係）にてご確認ください。

なお、本学が定めた基準を満たした対象者のみ申請することができます。

#### 【駐車許可証の種類】

主な種類	許可された期間内での駐車可能時間帯など
一般 駐車許可証	24時間駐車可能
休日 駐車許可証	土日祝および12/29～1/3のみ24時間駐車可能
夜間 駐車許可証	17時～翌朝7時のみ駐車可能

その他、特別駐車許可証・臨時駐車許可証がありますが、これは特殊な事情・事由により、特に必要と承認された場合のみ申請・許可されるものです。

#### 【制限速度】

キャンパスにおける車両の制限速度は、時速20kmです。歩行者優先、安全運転を心がけましょう。

#### 【キャンパス内での移動禁止】

原則として、登下校時の門 ⇄ 駐車場の移動以外に、キャンパス内での施設間移動に車両を使用することは、特別の事情がある場合を除き、認められていません。

#### 【駐車場の使用】

職員・学生用に指定された自動車駐車場・自動二輪車駐輪場 を利用してください。

利用できる駐車場の場所は、最新の津島キャンパス交通規制地図 を掲示にてご確認ください。

特別な事情のない限り、外来者用駐車場・障害者用駐車場の利用はご遠慮ください。

なお、キャンパス内では、安全確保のために通行禁止区域 が設けられています。

駐車する場合は、あらかじめ入場門から駐車場までの通行可能通路を確認しておきましょう。

キャンパス内の車道は、すべて消防車・救急車の進入通路であり、歩行者も含め交通量が多く危険なためたとえ一時的であっても、絶対に車道に駐車しないでください。

#### 【規則違反について】

駐車許可のない車両や駐車禁止区域に駐車・駐輪している車両については、パーキングロックされ、厳しい指導を受けることになります。

また、危険速度での走行、飲酒運転など学生としてあるまじき行為をした者は、学則に照らして厳しい処分を行うことがあります。

### 自転車での通学について

自転車で通学する場合は、マナーを守って、必ず所定の駐輪場に整列して駐輪してください。

建物間の通路や入口付近などは、歩行者の迷惑となりますので駐輪してはいけません。

放置自転車については、警告しても改善されない場合は撤去します。

# 14. 理学部配置図

